

派遣スタッフの就業開始まで

1. 派遣受け入れについて検討する

- 契約にない仕事は派遣スタッフに依頼できません。このため事前に、派遣スタッフに行わせようとする業務について、具体的に検討しましょう。
(業務内容、就業場所、就業開始希望日と派遣期間、必要人数、等)
- 業務によっては派遣受け入れ期間に制限があります。派遣スタッフを活用したい期間に合わせて、依頼する業務内容を見直すことも必要になります。[図表1-1-4]

業務による制限の有無

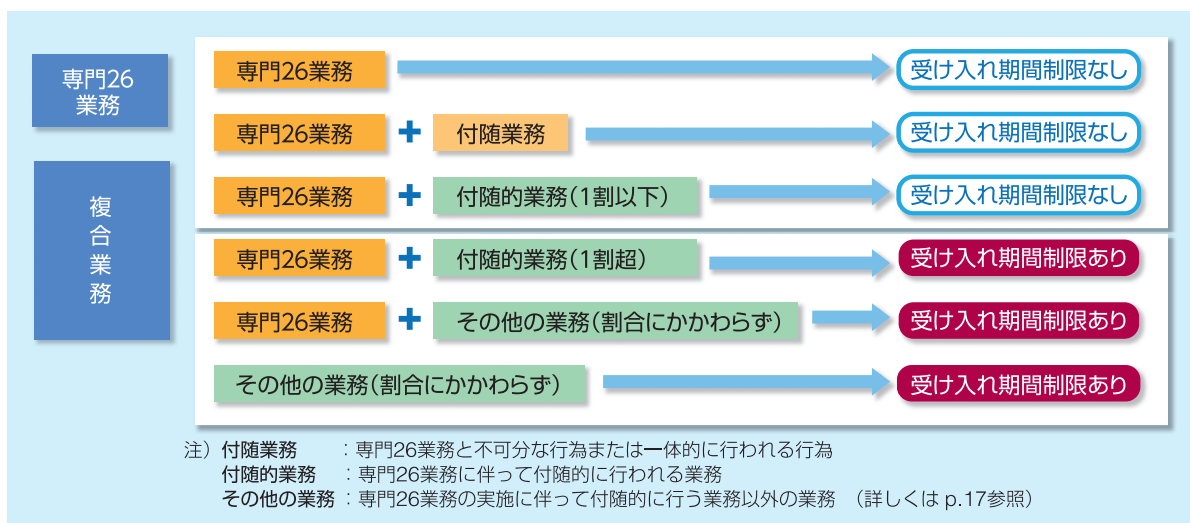
- ・ 政令で定める26業務（以下、「**専門26業務**」）[図表1-1-1]には受け入れ期間制限はありませんが、それ以外の業務（「**自由化業務**」）には受け入れ期間制限があります¹。
- ・ 専門26業務にプラスして付随的業務を依頼する場合、付随的業務の割合が通常の場合の1日当たり又は1週間当たりの就業時間数で1割を超えると受け入れ期間制限を受けます。[図表1-1-2、3]

[図表 1-1-1] 専門 26 業務

1号	ソフトウェア開発	14号	建築物清掃
2号	機械設計	15号	建築設備運転等
3号	放送機器操作	16号	受付、案内、駐車場管理等
4号	放送番組等演出	17号	研究開発
5号	事務用機器操作	18号	事業の実施体制の企画、立案
6号	通訳、翻訳、速記	19号	書籍等の制作・編集
7号	秘書	20号	広告デザイン
8号	ファイリング	21号	インテリアコーディネーター
9号	調査	22号	アナウンサー
10号	財務処理	23号	OA インストラクション
11号	取引文書作成	24号	テレマーケティングの営業
12号	デモンストレーション	25号	セールスエンジニアの営業、金融商品の営業
13号	添乗	26号	放送番組における大道具・小道具

26業務には、
受け入れ期間の
制限は
ありません

[図表 1-1-2] 複合業務と派遣受け入れ期間制限の有無



¹ なお、厳密には以下の業務も受け入れ期間制限はありません：日数限定の業務（1カ月に行われる日数が、派遣先の通常の労働者の所定労働日数に比し、相当程度少なくかつ10日以下の業務）、3年以内の有りプロジェクト、産前産後・育児・介護で休業期間中の社員の代替。